

寄付金は税金の優遇措置が受けられます

ご協力いただいたご寄付につきましては、税法上特定寄付金として取り扱うことが可能で、確定申告をすることにより支払う税金を減らすことができます。

<個人からの寄付：所得税の優遇措置>

所得税の優遇措置には、「所得税控除」と「税額控除」の二つがあります。寄付金に対する控除額が有利な（多い）方での申告をお願いします。

所得税控除

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \boxed{\text{課税所得}} & - & \boxed{\text{寄付金額※①}} & \times & \boxed{\text{所得税率}} & - & \boxed{\text{税額控除}} \\ \hline & & \boxed{-2,000 \text{ 円}} & & & & \\ \hline \end{array} = \boxed{\text{寄付金控除後の税額}}$$

※①寄付金の控除は総所得額の40%が上限

☆課税所得を減らすことができます

税額控除

$$\begin{array}{|c|} \hline \boxed{\text{寄付金額}} \\ \hline \boxed{-2,000 \text{ 円}} \\ \hline \end{array} \times 40\% = \boxed{\text{寄付金控除額}} \quad \text{※②}$$

※②収めた所得税額の25%が上限

☆支払わなくてすむ税額です

<個人からの寄付：住民税の軽減>

住民税

お住いの都道府県・市町村が、清真学園を「寄付金税額控除対象法人」として条例で指定している場合には住民税の控除も受けることができます。

（お住いの自治体にご確認ください）

<法人からの寄付>

法人税

法人からの寄付金は法人税法上、損金算入が可能です。

損金算入額は、資本等の金額、当該年度所得により異なります。

（資本等の金額 $\times$ 0.375% + 当該年度所得 $\times$ 6.25%） $\times$ 1/2（※1）

※1「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、

「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。

「その他の法人等」への損金算入限度額

= （資本金等の額 $\times$ 0.25% + 当該年度所得 $\times$ 2.5%） $\times$ 1/4

ご寄付にご協力をいただいた際には、後日、税控除に必要な「特定寄付金受領証」及び「特定公益法人であることの証明書」をお送りします。

※寄付申込フォーム等で法人名を記載された方は、受領書は法人名となります。